

大阪大学安全衛生管理施行規則

第1条 この規則において部局とは、附属図書館、各学部、各研究科、各附置研究所、各附属病院、各学内共同教育研究施設、各全国共同利用施設及び本部事務機構をいう。

第2条 大阪大学安全衛生管理規程(以下「規程」という。)第8条第3項の規定に基づき定める安全管理者の数は、次のとおりとする。

| 事業場の区分 | 安全管理者の数 |
|--------------------|------------|
| 豊中地区事業場 | 各部局ごとに1人 |
| 吹田地区事業場 | |
| 箕面地区事業場 | |
| 医学部附属病院・歯学部附属病院事業場 | 各附属病院ごとに1人 |

第3条 規程第10条第3項の規定に基づき定める衛生管理者の数は、次のとおりとする。

| 事業場の区分 | 衛生管理者の数 |
|--------------------|---------|
| 豊中地区事業場 | 6人以上 |
| 吹田地区事業場 | 6人以上 |
| 箕面地区事業場 | 3人以上 |
| 医学部附属病院・歯学部附属病院事業場 | 4人以上 |

2 前項の各事業場ごとに定める衛生管理者の数には、衛生工学衛生管理者の資格を有する者1人を含むものとする。

3 各部局は、衛生管理者の資格を有する者を少なくとも1人置き、衛生管理に関する職務を行わせるものとする。

4 次の各号に掲げる部局にあっては、衛生工学衛生管理者の資格を有する者を少なくとも1人置き、前項の衛生管理に関する職務のうち衛生工学に関する事項を管理させるものとする。

- (1) 理工系及び医歯薬系の各学部及び各研究科
- (2) 社会経済研究所を除く各附置研究所
- (3) 各附属病院

第4条 規程第12条第3項の規定に基づき定める産業医の数は、次のとおりとする。

| 事業場の区分 | 産業医の数 |
|--------------------|-------|
| 豊中地区事業場 | 2人 |
| 吹田地区事業場 | 2人 |
| 箕面地区事業場 | 1人 |
| 医学部附属病院・歯学部附属病院事業場 | 1人 |

第5条 規程第15条第3項の規定に基づき定める作業主任者の数は、次のとおりとする。

| 作業の区分 | 作業主任者 | 作業主任者の数 |
|--------------|-----------------|----------------|
| ガス溶接作業 | ガス溶接作業主任者 | 各装置ごとに1人 |
| ボイラー取扱作業 | ボイラー取扱作業主任者 | 装置を置く各作業室ごとに1人 |
| 第1種圧力容器取扱作業 | 第1種圧力容器取扱作業主任者 | |
| エックス線作業 | エックス線作業主任者 | 各管理区域ごとに1人 |
| ガンマ線透過写真撮影作業 | ガンマ線透過写真撮影作業主任者 | |
| プレス機械作業 | プレス機械作業主任者 | 装置5台ごとに1人 |
| 有機溶剤取扱作業 | 有機溶剤作業主任者 | 各作業室ごとに1人 |
| 特定化学物質取扱作業 | 特定化学物質等作業主任者 | 各作業室ごとに1人 |

第6条 規程第30条の規定に基づき定める健康診断の項目は、次のとおりとする。

| 健康診断の区分 | 有害業務の区分 | 健康診断の項目 |
|---------------------|---------|--|
| 採用時健康診断 一般定期健康診断 | / | (1) 既往歴及び業務歴の検査 (2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 (3) 身長、体重、視力及び聴力の検査 (4) 胸部エックス線検査及び喀痰検査(ただし、採用時健康診断の場合、喀痰検査) |

| | | |
|--------|------------|---|
| | | は不要。) (5) 血圧の測定 (6) 貧血検査 (7) 肝機能検査 (8) 血中脂質検査 (9) 血糖検査 (10) 尿検査 (11) 心電図検査 |
| 特別健康診断 | 放射線取扱業務 | (1) 被曝歴、自覚症状の有無 (2) 白血球数及び白血球百分率検査 (3) 赤血球数及び血色素量又はヘマトクリット値 (4) 白内障に関する目の検査 (5) 皮膚の検査 |
| | 有機溶剤取扱業務 | (1) 業務経歴調査 (2) 既往歴、既往の異常の有無 (3) 有機溶剤の区分ごとに定められた検査 (4) 尿中蛋白の有無 (5) 作業条件の調査 (6) 貧血検査 (7) 肝機能検査 (8) 腎機能検査 (9) 神経内科学的検査 |
| | 特定化学物質取扱業務 | 特定化学物質等障害予防規則別表第3に掲げる業務ごとに定められた検査 |
| | 海外派遣 | 採用時健康診断及び一般定期健康診断の右欄に掲げる検査項目のうち、医師又は産業医が必要と認める検査 |
| | 結核 | (1) 胸部エックス線直接撮影による検査及び喀痰検査 (2) 聴診、打診その他必要な検査 |

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。